

感染症等の予防及びまん延の防止のための指針

NPO法人シニアライフセラピー研究所

カルチャースクール 亀吉

ヘルパーステーション 亀吉

地域福祉支援センター 亀吉

1. 本指針の作成の目的(基本的考え方)

新型コロナウイルス感染症等感染者(感染疑いを含む)が事業所内で発生した場合においても、事業を継続する為に当事業所の実施すべき事項を定めると共に、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定め、適切なサービス提供ができる様に本指針を作成する

2. 感染症等予防及びまん延の防止のための体制

(1) 感染症対策委員会の設置

NPO法人シニアライフセラピー研究所では、感染症等予防及びまん延の防止のため、感染症対策委員会を設置する

① 感染症対策委員会のメンバー

委員長は理事長が務める

委員は、理事長、常務理事、専務理事、と鵜外事業所の管理者とする

必要に応じたの職員を参加させることができる

② 感染症対策委員会の3ヶ月に1回以上の定例会議及び緊急時の臨時会議を開催し以下の内容を実施する

- ・ 感染症対策マニュアルの作成、見直し
- ・ 感染防止対策に関する資料の収集と全職員・ボランティアへの周知
- ・ 年1回以上の職員研修の企画、実施及び新任者に対する研修の実施
- ・ 感染発生時は速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案、実行し、職員への周知徹底を図る
- ・ 国の指示があった場合、研修や訓練において課題を把握した場合等、必要に応じて本計画を見直す事とする

(2)感染症等防止対策

- ① 行政が発信する情報(広報、HP等)及び通知により、最新情報の収集
- ② 手指消毒、換気等、感染予防及びまん延防止の為の基本的な対策の徹底
- ③ 職員、利用者の体調管理
- ④ 事業所内出入り者の記録の管理
- ⑤ 組織変更、人事異動、連絡先変更等の反映
- ⑥ 感染発生時に運営に必要な物品の確認、確保

3. 感染発生時の対応

- (1)利用者の健康状態を確認し感染疑い者が発生した場合は速やかに管理者へ報告

管理者は事業所、法人内で情報共有する

- (2)協力医療機関、保健所等へ連絡、指示を受ける
- (3)事業所内、法人内の情報共有の徹底
- (4)指定権者への報告と家族・担当ケアマネージャーや計画相談員と情報共有を行う
- (5)感染者・濃厚接触者等のリスト作成
- (6)場所(共有スペース等)の消毒、清掃の実施

4. 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業検討する指標の明確化

- (1)対応主体として役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する
- (2)都道府県、保健所等との調整
- (3)サービス提供の実施検討
- (4)利用者、家族への説明
- (5)再開基準の明確化

5. 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査中や接触に感染拡大防止体制が迅速に行われる様準備する

- (1) 対応主体として役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し業務を遂行する
- (2) 保健所との連携により濃厚接触者の特定・感染対策の指示を仰ぐ
- (3) 濃厚接触者への対応
- (4) 必要物品備蓄等の確保
- (5) 事業所内、利用者、家族、自治体、関係業者との情報共有
- (6) 職員への過重労働、メンタルヘルス対応
- (7) 関係機関、地域等への情報発信

6. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

感染対策手引き、マニュアル等に沿って感染対策に努める

7. 本指針は公表し利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧する事ができる

附則 この指針は、2024年4月1日より施行する